

古事記の文体

——なぜ和語として訓読するのか——

古事記の本文が、その序文あるいは日本書紀のような、ほゞ純粹の漢文で記された書物でないことは自明である。古事記は表記上の種々な制約をかかえながら、できるだけ和語を以て記そうとし、和語表記のための苦心をしていることは、編者安万侶が序文に記すとおりである。したがって「古事記の文体」というとき、それが漢字で表記されながら、いかに非漢語的、非漢文的であるか、すなわち和語的、和文的であるかを検証することが主要な事柄となる。過日のシンポジウムにおいても、三人のバネリストは皆、それぞれの方法で古事記の和語的・和文的性格を説かれた。その具体的な様相は「上代文学」本号に掲載されている論文によって知られよう。内田賢徳氏は古事記本文中の和語を認定するための手続きを周到に検討されながら、その具

体例をいくつか示された。西條勉氏は「(之)時」という古事記の文が漢文の格から外れた和語表現にねざす表記であることを説かれた。また藤井貞和氏は古事記には口頭語としてのフルコトの文体が混入することを文末の形式から説明された。三氏いずれも古事記が和風の表現形式を持つことを、それぞれの観点から明らかにされようとしている。

しかし古事記は何故和語でなければならぬのであろうか。それは自明のことであつて追求の要はないのであろうか。藤井氏の発言の中に、古事記は三、四世紀にもさかのぼる語り言であるフルコトの伝統を負った詞章を有するという説明があつたけれども、古事記がフルコトを口頭語のまま記録していこうとしている意図は何なのであろうか。漢文で、漢語で意味を伝えればよいと何故思わなかつたの

金 井 清 一

であろうか。たとえば日本書紀がそうした性格を持つていたように。日本古典全書本の『古事記』では次のように書いている。

従来の訓は、音假名以外の部分は、すみからすみまで訓読するならば、しになつてゐる。しかし、今日、横文字の外来語がカタカナで書き込まれるやうに、古事記にだつて外来語はあるのである。ただ、漢字の中に漢字で書き込まれてゐるから見えないだけだ。さういふものまで、一々、訓読する必要は認められない。例へば、

衣服、歡喜、嚴飾、嫉妬、守護、童女、貧窮、跣坐、遊行、自然、端正、威儀、金銀、珍宝

などは、前述の如く法華經から来た熟語で、音読して差しつかへないものである。さういふ外来語まで訓読しようといふ窮屈な国粹主義を採ることは、鎖国時代への逆戻りである。本書は、これをしりぞけた。(一五九ページ)

しかしながら従来の注釈書になく多くの語を外来語として音読するという方針を採つた古典全書本においても根本は全体的に訓読すなわち和語、和文で読むという態度である。かくして古事記は訓読するものであるという考え方は微塵もゆるがない。しかし、そうした訓読方針つまり古事

記は和語を以て天武欽定の帝紀・旧辞を書き表そうとしたものであることを認めた上で、何故和語でなければならぬのかという問いは残る。何故本文は序文の如き漢文体を採り得ないのかという問題がある。

古事記が和語を以て記そうとし、また記されていることの理由は古事記の本質から来ている。和語を以て記すことは古事記の本質から必然に生じた文体であつた。古事記は序文に明らかに述べられているやうに、邦家之経緯、王化之鴻基たらんことを志した書物である。天皇家の權威を絶対的なものたらしむべく確立しようとした書物である。当時現存する天皇の權威、王權の絶対化は、当代の人々が眞実であると信ずるものによつて王權の由来を明らかにすることであつた。何故かかる現実が存在するのか、現実の根柢は何故にあるのか、何故人は死に、何故穀物は生じたのか。こうした現実と同じやうに何故かかる王權が、今、人々の前に存在するのか、それを唯一絶対の眞実という形で説く使命が古事記にはあつたのである。一言で言えばそれは神話という形式で可能であつた。つまり古事記は神話的性格を持つことを志した書物であり、古事記は神話性その本質とするのである。上巻のみならず中巻、下巻を含めて古事記はそうした本質を志向しているのだと言える。

神話は一般的には神々の行為を語る話であるが、神々の行為は世界や現実の事物・現象の起源にかかわって語られる。そしてそのことによつて現実の根拠を示し、現実を規制する。かくかくしかじかのことが太古の昔にあつたから、今この世界は、あるいは我々はこうして在るのだと神話はいふ。そしてそのような神々の權威を繼承した神々の末裔である中頃の天皇が、あるいは天皇代にかくかくしかじかのことをし、ことがあつて、そのことに規制されて今の現実がある。したがつてその神話世界の内にあれば現実はずべてその神話によつて説明され、根拠づけられる。もちろん論理的に、經驗的に説明される部分は日常生活の中には多い。神話はそうした知恵が届かない所で機能し、現実を規制する。何故今の王権が唯一の正統であり、その支配が正当であるのかは当代七世紀にあつては神話によつてのみ可能であるとの判断が古事記を意図した人物、天武天皇にはあつたはずである。中国大陸からの文物、とりわけ合理的な思考に裏打ちされた律令による王権の確立が急がれていたとはいへ、それだけでは王権を唯一の神聖な權威たらしめるべく不十分であり、あるいは又律令は王権を神聖化するよりは世俗化する怖れもあつたのである。かかる状況の中で古事記は神話という形式を選びとつたのである。

「神話」という語は、わが国では近代以降のものであつて、ヨーロッパ諸言語のその翻訳語である。しかし、だからと言つて神話が近代以前になかつたわけではない。神話をさす言葉が無かつただけである。さす言葉が無くてそれが存在したということは、存在していた時には、「神話」という概念とズレのある何物かとして存在していたことを意味しよう。それは何であるか、それは単に真実であるにすぎない。我々が「神話」というのはそれが神の話であるという外形的な特徴から言うのではない。もしそうであるなら神話をさす語はすでに早く存在したはずである。「神話」は神々の話であるだけではなく、その話が今は信じられていないが、かつては真実として信じられていたものをさして言うのである。したがつてその話から神の存在を抹消しても比喩的には「神話」と言われる場合があるのであつて、それが信じられている間は神話ではなく真実であるに過ぎない。又、信じられなくなりつつある過程は疑わしき真実であつて、その話が權威を帯びたものであるならば、それを単なる昔話や神話であると認識するのは、決定的な証拠のない限り困難である。(たとえばガリレオの地動説はカトリック教会で四百年間も認められなかつた。)

最近の「神話」の用法で言えば、過度の経済成長によるバブルがはじけた後の「土地神話」、阪神大震災後の「安

全神話」がある。いずれも「崩壊」の語を付して言われたが、崩壊する以前には「土地神話」「安全神話」の語は無く、ということは人々が土地の永続的な値上りを信じ、構築物の絶対的耐震性を信じていたのである。そして信じていたが故に土地を少しでも早く購入しようとし、耐震基準を見直すことなく続々と高速道路を建造していたのである。こうした行動に人々を駆りたてたのは、それが真実であるという信仰である。真実は人を動かす、このようにして人を動かすものが生きている神話であり、神話は生きている間は「神話」ではないのである。古事記が目ざしたものはこのような生きている神話であった。

生きている神話すなわち人々が信じている真実が、人々の話すことのない言葉で語られることがあり得ようか。七世紀において漢文は外国の文章であり、漢語は外国の言葉である。一部の知識人は理解できても、一般的に通用する言葉ではない。神話の語る事柄は一部の人々のみが共有する真実であるのではなく、普遍的な真実であつて、すべての人々によって信じられるべき事柄である。世界創生神話は世界の人々すべてにとつて、国家起源神話は当の国家の人々すべてにとつて真実である事柄である。したがつて神話はその神話を信ずる人々の共通の言葉で語られる。古事

記にあつてはそれが和語であることは当然である。古事記は生きている神話、さらに厳密には生きようとしている神話を記すために漢字という異国の文字を用いながらもできる限り和語を以て記そうとした。したがつて外来語をそのまま音読語として記すことはなかったと思われる。その点で古典全書本のように多数の音読の外来語を許容すべきではない。ただし、「気」「役」のように和語として定着してしまつた語は別である。通常の外来語は和語に訓読したと思われる。その際、たとえば時の経過を「日月」という漢語で表すのに対して、ツクヒという和語ではなくヒツキという訓読語を以て誦した可能性はあろう（拙稿「古事記の対偶的漢語の訓読について」「記紀と漢文学 和漢比較文学叢書第十卷」汲古書院）。漢字と和語との接触によつて生じた新しい和語というべきである。

古事記の文章は、漢字あるいは漢語を用いてどのように和語を表記するかの困難な努力の過程から成立してきている。それは同時に古事記を生きた神話たらしめんとした努力である。そうした努力の一端を本文上巻冒頭の句に探つてみたい。

古事記の本文は周知のように「天地初発之時」の句を以て始まる。これをいかに訓むことが述べてきた古事記の本

質にかなうものであるか。

「天地」はアメツチと訓む以外にないであろう。しかし日本古代の觀念ではアメに対するのはクニであつてツチではない。そしてアメもクニも人文世界であつて自然世界ではない。しかしここでいう漢語の「天地」は自然世界であつて、これをアメツチと訓むときのアメは神々の坐す人文世界ではない。またツチも本来は土壤、地面の意であつて大地の無限にひろがる地上世界をいう概念ではなかつたろう。現代にも「土」には地上世界の意味はなく、天に対する「地」にだけその意味がある。「天地」をアメツチと訓み、ツチの語義を拡張するには、漢字「地」についての知識、それが広大な大地から限定された小さな土地、和語のツチをも含む概念であることの知識を要したであろう。かくして漢語「天地」の訓読語アメツチが成立することになるが、「天地」にも兩義がある。すなわち一方は陰陽二元觀に基く天と地との二つの世界を表すものであり、他方は対句的対立によつて自然世界全体を表すものである。漢語によるこうした兩義性は、「日月」が日と月との義の他に時の経過をも表し、「兄弟」が兄と弟との他に兄弟姉妹ひいては親しい間柄の他者、同胞にまで及ぶ義を表すなど枚挙にいとまない。古事記序文の「天地開闢」、日本書紀の「天地未剖」「天地初判」の「天地」が、天と地との二者

を表すことは明瞭であるが、古事記の「天地」を同様に把握することは書紀的な陰陽二元觀を古事記にも認めることにならう。この点、神野志隆光氏が「古事記本文の文脈には陰陽の論理を認めることはできない」としながら、「天地初発之時」は、天と地とのはじめのときをいうのであり」と世界を二元化したのはいささか不用意な立言ではあるまいか（『古事記注解』上巻その一）筈間書院。古事記の「天地」は自然世界を全体として表現したものであろう。

右の理解は「初発」の訓にもかかわつてくる。現代の注釈はほとんどのものが「発」をいかに訓むかを論点にしてゐるが、「発」をヒラクと訓むことは天地二元論に基くのであつて古事記の思想ではない。古事記は皇統の權威の原点をこの時空の始源のときと置き置くことによつて、他の何者にも容喙を許さぬ絶対の權威を確立、宣明しようとしてゐるのであつて、天地の成り立ち方を説こうとしてゐるのではない。時空世界の始源の一点を指し示したいのである。そのために「初発」の語はあると言ふべきである。私見はこれをハジメと訓んで結果的には宣長訓と一致する。しかし「如此天地之初発と云へるは、たゞ元ノ此ノ世の初を、おほかたに云る文にして、此処は必しも天と地との成れるを指て云るには非ず、天と地との成れる初は、次の文にあればなり」と宣長はいうが「天地初発」はおおかたに

云った文ではない。また、天地の成立を古事記が次の文で云っているとは認められない。「初発」をハジメと訓むならば「発」の字は不要とする説（前掲『古事記注解2』山口佳紀氏）もあるが、たとえば中巻崇神天皇条に「国（亦）安平」「国家安平」とクニに両様の表現があり、ハジメを「初」一字に限定する要はない。ハジメを「初発」の二字で表すことは、「初」一字とほぼ同義ながら「発」の持つ意味をも加えて表したかったからと思われる。その意味とはハジマルである。「発」には時間的な経過を要する行為や現象の開始を意味する用例がある。たとえば万葉集においても漢詩に用いられた「発句」の語を、短歌の初句、あるいは第一、二句、あるいは第三句めまでを指す語として使用している。これを音読みしないならば「ハジメ（の方）の句」「ハジマリの句」と訓むことになる。翻訳すればそうなるしかない。「初発之時」はハジメテハジマリシトキと訓んで、「発」によって始源の時空が今につながる時空であるという神話の本質的機能を表し得ているというべきである。そしてハジメテハジマリシの同義重複を避けるならばハジメノトキと訓んで「発」の字義ハジマルの意は表記のみにおいて表したと解するのが妥当だろう。天地がはじまるという表現は古今集仮名序に「天地のひらけはじまりし時より」とあり、これは天地開闢の書紀の思

想と混淆しているものの、天地がはじまるという考え方の存在は否定できない。

「く之時」が和風表現であることは西條氏の論じられたところであつたので省略する。

古事記が和語を以て記された必然性を、その神話的本質に求め、訓読の決定もそうした観点から考えるべき一例を提示したまでである。

—了—